

日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

2022年度診療報酬改定 病棟薬剤業務実施加算

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

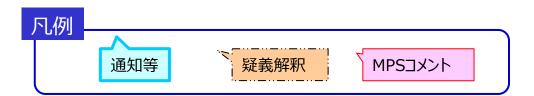
参考資料: 2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示) 別表第一 医科点数表」

2022年3月4日 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知) 別添1医科点数表」

2022年3月4日 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(告示)」

2022年3月4日 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」

2022年度診療報酬 疑義解釈 (その1~その28)



資料No.20231128-2025-1

(2023年11月28日修正)

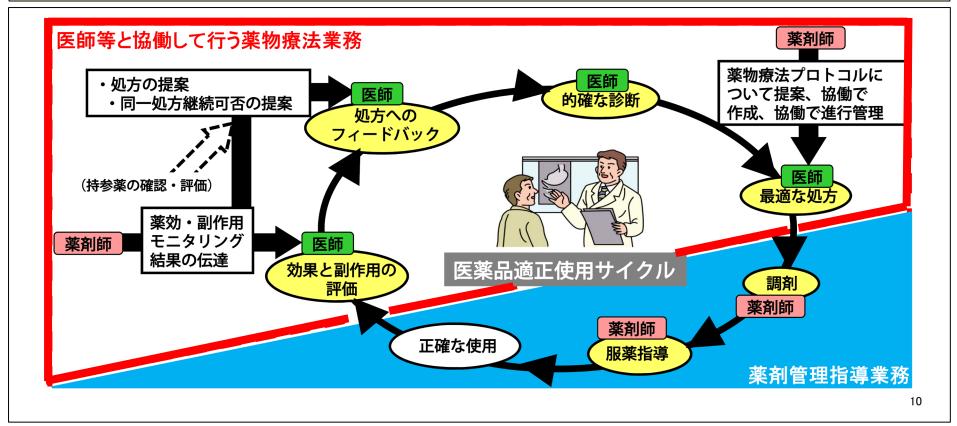
・P6(4)病棟薬剤業務時間に含まれない業務を修正しました

本資料は、2022年9月27日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



2012年に病棟薬剤業務実施加算が新設された背景①

2012年度診療報酬改定における中医協総会の議論の中で、これまでの薬剤管理指導料の他に、医師等との協働して行う 薬物療法業務として、医師の処方に対する薬物療法プロトコルの提案や薬効や副作用モニタリングの結果の伝達、処方提案 等の業務が紹介されました

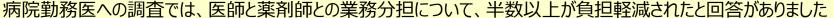


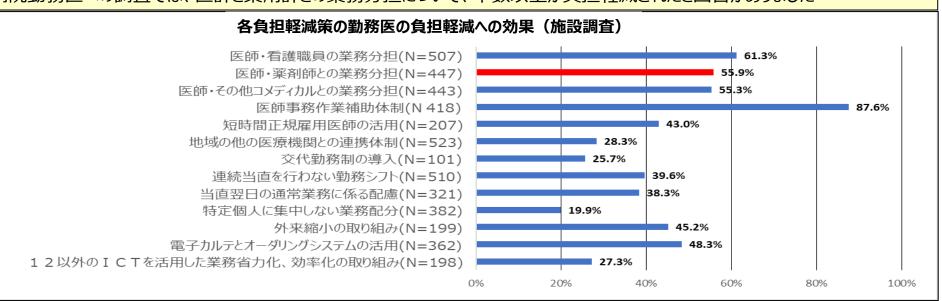
【出典】中医協総会 平成23年4月20日 医療従事者の負担軽減について(その2)より抜粋

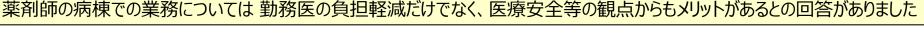


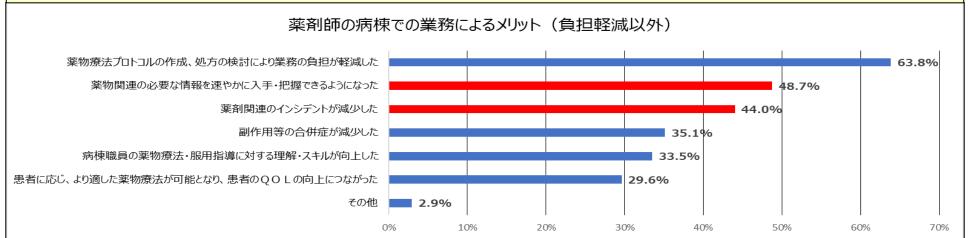
2012年に病棟薬剤業務実施加算が新設された背景②









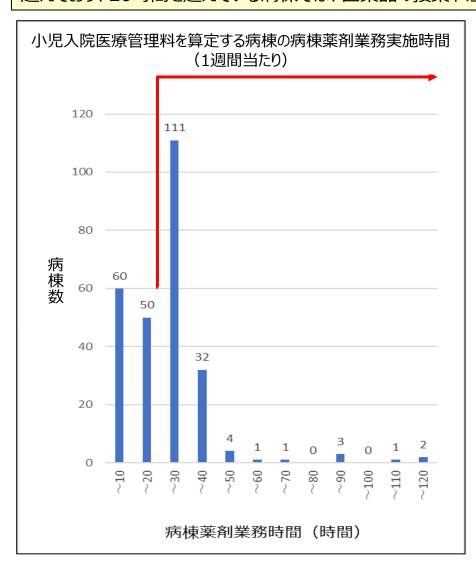


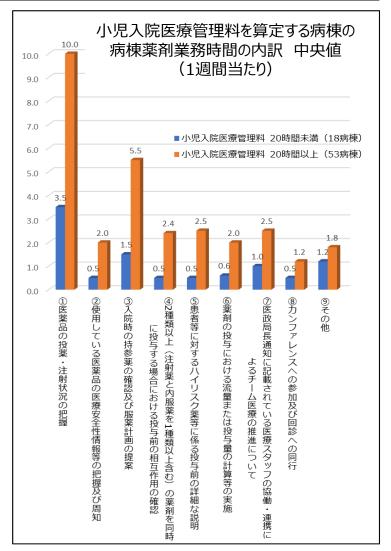
【出典】中医協総会 平成23年12月7日 医療提供体制(その4)より抜粋し、日医工が編集



2022年度改定で対象病棟が拡大した背景

小児入院医療管理料を算定する病棟で薬剤師が配置されているケースでは、6割近くの病棟で業務時間が20時間を 超えており、20時間を超えている病棟では、医薬品の投薬や注射状況の把握に10時間以上を費やしていました





【出典】中医協総会 令和3年12月10日 個別事項(その9)より抜粋し、日医工が編集



病棟薬剤業務実施加算

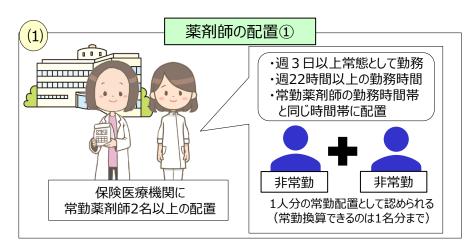
- ・病棟薬剤業務実施加算1の算定対象病棟に小児入院医療管理料が追加されました
- ・中医協総会では、地域包括ケア、回復期リハも拡大候補に挙がっていましたが、今回は見送られました

薬剤師が病棟等において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合

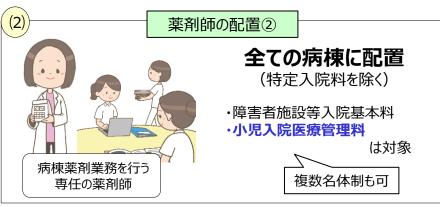
項目名	対象病棟(算定入院料)	点数			
病棟薬剤業務実施加算1	 ・一般病棟入院基本料 (急性期一般1~7、地域一般1~3) ・療養病棟入院基本料 ・結核病棟入院基本料 ・精神病棟入院基本料 ・特定機能病院入院基本料 (一般、結核、精神) ・専門病院入院基本料 ・小児入院医療管理料 	週1回	120点		
	療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、又は特定機能病院入院基本料 (精神病棟に限る)を算定している患者については、入院日から起算して8週間を限度				
病棟薬剤業務実施加算 2	 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 	1日につき	100点		



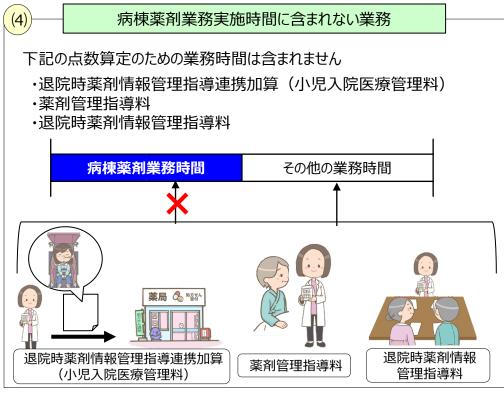
病棟薬剤業務実施加算1の施設基準①





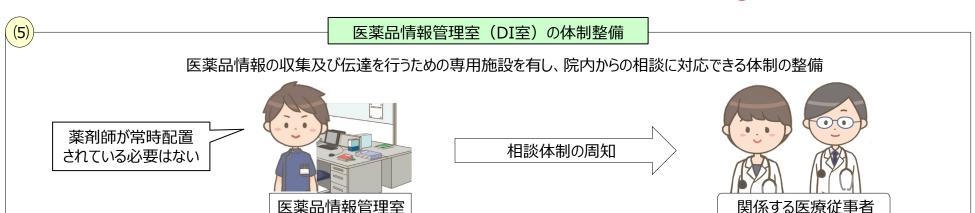


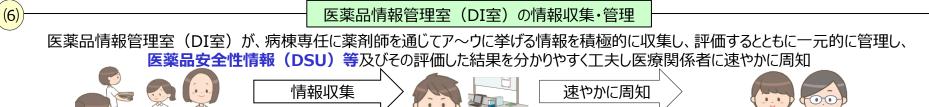




本資料は、2022年9月27日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

病棟薬剤業務実施加算1の施設基準②





医薬品情報管理室





病棟専任の薬剤師



 $\times \bullet \bullet \Box$



- ·使用患者数
- •使用量
- ·投与日数等

/ 院内で発生した医薬品の副作用情報



- ·副作用
- ・ヒヤリハット
- ・インシデント

ウ 外部から入手した医薬品情報

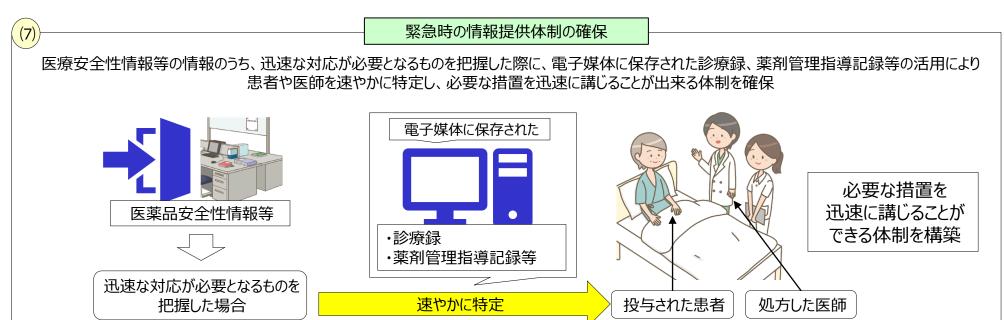


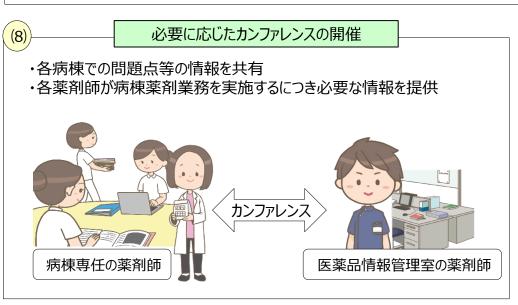




- •公的機関
- ·医薬品製造販売業者
- ·卸売販売業者
- •学術誌
- ・医療機関外の医療従事者等

病棟薬剤業務実施加算1の施設基準③







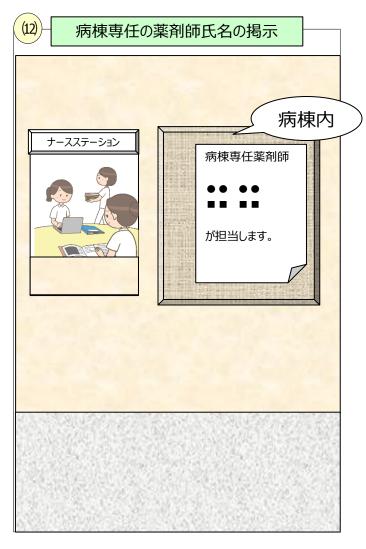


病棟薬剤業務実施加算1の施設基準④



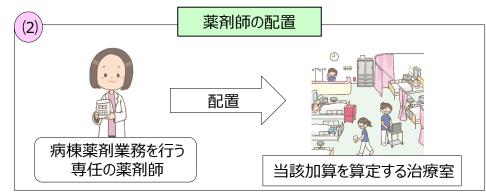
必要な措置を実施





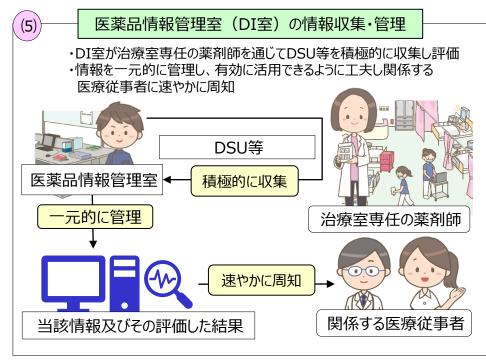
病棟薬剤業務実施加算2の施設基準

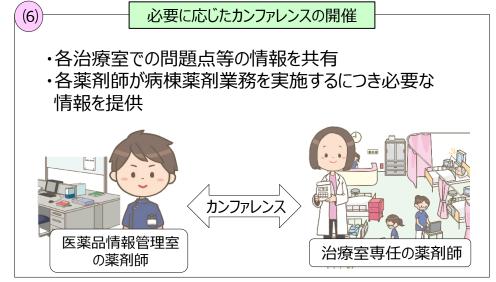










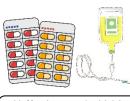


病棟薬剤業務実施加算の算定要件①②

病棟薬剤師の役割







医療従事者の 負担軽減

薬物療法の有効性、 安全性の向上

病棟薬剤師の規定時間



1週間につき20時間以上

(複数の薬剤師の場が実施する場合、当該薬剤師が実施に要した時間を全て合算して得た時間が20時間以上)



加算1

⇒週1回に限り

加算2

⇒1日につき

所定点数に加算

算定対象患者

加算1	加算 2					
一般病棟入院基本料	救命救急入院料					
療養病棟入院基本料	特定集中治療室管理料					
結核病棟入院基本料	ハイケアユニット入院医療管理料					
精神病棟入院基本料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料					
特定機能病院入院基本料	小児特定集中治療室管理料					
専門病院入院基本料	新生児特定集中治療室管理料					
小児入院医療管理料	総合周産期特定集中治療室管理料					
算定対象患者						

算定限度

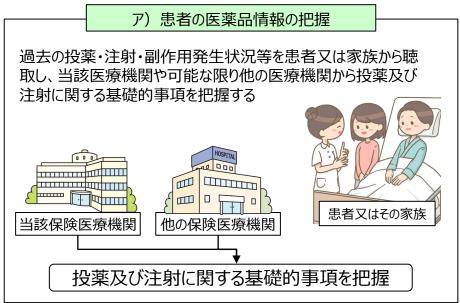


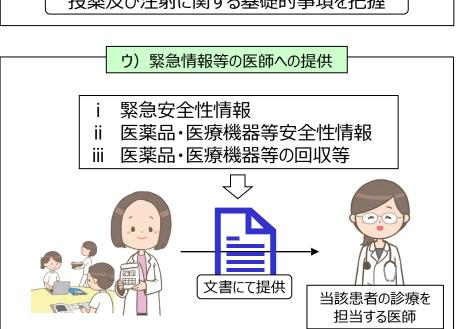
- 療養病棟入院基本料
- •精神病棟入院基本料
- 特定機能病院入院基本料 (精神病棟に限る)
- は入院した日から起算して8週が限度

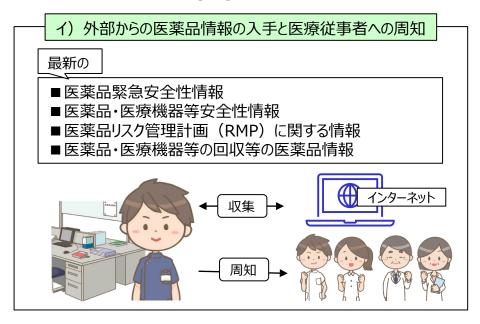
【2022/3/31疑義解釈その1】

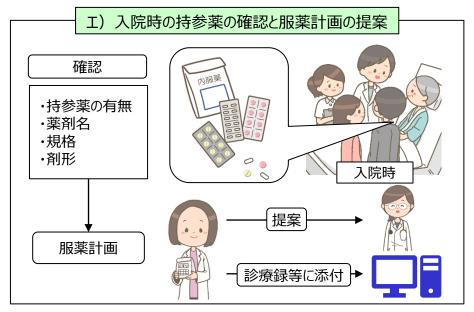
病棟薬剤業務実施加算における病棟薬剤業務の実施時間について、周術期薬剤管理加算における「専任の薬剤師」が行う周術期薬剤管理に係る業務に要する時間は、病棟薬剤業務実施加算の病棟薬剤業務の実施時間に含めることはできないが、周術期薬剤管理加算における「病棟薬剤師」が行う薬剤関連業務に要する時間は病棟薬剤業務実施加算の病棟薬剤業務の実施時間に含めることができる

算定要件③ 病棟薬剤業務とは(1)



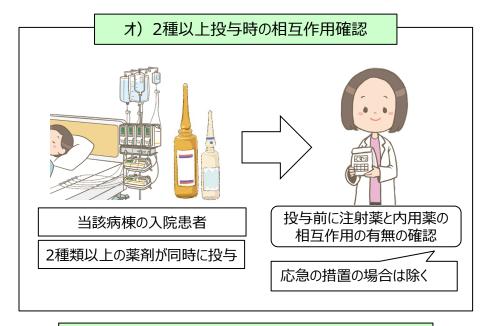


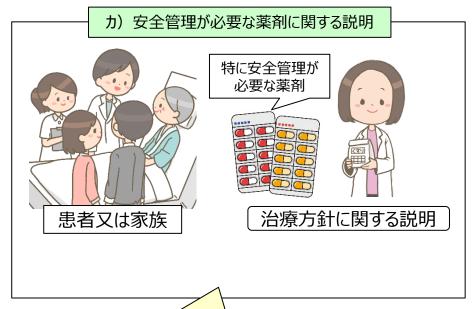




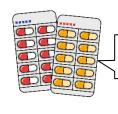


算定要件③ 病棟薬剤業務とは(2)





キ) 安全管理が必要な薬剤に関する投与量の計算



特に安全管理が必要な薬剤



投与の際に流量又は投与量の 計算等が必要な場合



病棟専任薬剤師が 当該計算等を実施

特に安全管理が必要な薬剤

- 抗悪性腫瘍剤
- •免疫抑制剤
- •不整脈用剤
- 抗てんかん剤
- ・血液凝固阻止剤 (内服薬に限る)

- ・ジギタリス製剤
- ・テオフィリン製剤
- ・カリウム製剤(注射薬に限る)
- •精神神経用剤
- ·糖尿病用剤
- ・膵臓ホルモン剤
- ·抗HIV剤

を投薬または注射する

算定要件③ 病棟薬剤業務とは(3)

ク) 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について |記載内容の実施(努力義務)

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」の記の2の(1) (③⑥⑧を除く)に挙げる業務についても可能な限り実施するよう努める

- ① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダについて、医師・薬剤師等により事前に作成・ 合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。
- ② 薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間等について、医師に対し、積極的に処方を提案すること。
- ④ **薬物の血中濃度や副作用のモニタリング等に基づき**、副作用の発現状況や有効性の確認を行うとともに、 医師に対し、必要に応じて薬剤の変更等を提案すること。
- (5) 薬物療法の経過等を確認した上で、医師に対し、前回の処方内容と同一の内容の処方を提案すること。
- ⑦ 入院患者の持参薬の内容を確認した上で、医師に対し、服薬計画を提案するなど、当該患者に対する薬学的管 理を行うこと。

ケ) 退院時の薬学的管理指導



退院時の薬学的管理指導について、可能な限り実施する

病棟薬剤業務実施加算の算定要件④

病棟薬剤業務実施時の留意点

・医薬品情報の収集、抗がん剤の無菌調整など、病棟薬剤業務の内容によっては、 必ずしも病棟において実施されるものではない





・病棟専任の薬剤師は、 「病棟薬剤業務日誌」を作成・管理し、 記入の日から5年間保存しておく また、患者の薬物療法に直接的に関わる 業務については、可能な限り、その実施内容 を診療録等にも記録する

	(別紙様式	÷30)		又は準じた	日誌						
病棟薬剤業務日誌											
	平成	年	月	日			<u>病棟名</u> 病棟専	: 任の薬剤師名:			
	1 この病棟におけるこの日の病棟薬剤業務の実施時間 時間 時間 2 業務時間・業務内容・実施薬剤師名										
	業務時間		業務内容		実施	業務時間	間	業務内容	実施		
	時間帯	小計			薬剤師名	時間帯	小計		薬剤師名		

・病棟薬剤業務実施加算を算定できない病棟または治療室においても病棟薬剤業務を実施するよう努める





- ●病棟薬剤業務実施加算は、薬剤師が病棟等において病院勤務医等の負担軽減及び 薬物療法の有効性、安全性の向上を目的として設定された点数です
- ●病棟薬剤師の配置を、ほとんどの医師が「医師の負担軽減や医療の質の向上に効果がある」と実感しており、対象病棟の拡大が望まれていました
- ●小児入院医療管理料を算定する病棟で薬剤師が配置されているケースでは、 業務時間が20時間を超えている事も踏まえ、2022年度改定で小児入院医療管理料 にも対象が拡大しました
- ●2022年度改定では、周術期薬剤管理加算が新設されたことから、周術期の加算を 算定する医療機関においては、手術室の専任薬剤師との連携も重要です
- タスク・シフト/シェアの観点からも引き続き評価が拡大し、全病棟への配置が検討される 可能性も考えられます



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介



「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」 2つのコンテンツをセットで閲覧することで オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。

これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、 基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師に ぴったりなコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介している ため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容 を知ることができます。

薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩 みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

アクセス方法



https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/



202300001296



日医工がお届けする **5 tu** - **6** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける テーマ別 情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- ●地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC / PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ●その他医療制度に関する情報

会員登録は、無料

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1

メールマガジンの受信

会員特典2

会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録



パソコン画面で入力

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index